

# 高知市立一ツ橋小学校 いじめ防止基本方針（骨子）

平成 26 年 3 月 12 日策定

## 1 はじめに（いじめの定義）

いじめ防止対策推進法（以下「対策法」という）の第 13 条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。「いじめ」とは、「対策法」第 2 条にあるように、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと捉える。

### （1）学校の現状と課題

本校には、明るく素直で何事にもチャレンジしようとする児童が多く、人の話を聞き、自分の意見を述べようとするができる。家庭も、学校教育に対しては協力的であり、学校と家庭が連携して子どもの健全な成長を担っていくという姿勢がみられる。そのため、外部機関に相談しなければならないような重大な問題行動（いじめ事案含む）の発生はほとんどみられない。

### （2）学校の基本的な認識

いじめは、多くの子どもが生活している学校では起こりうるものという共通認識にたち、いじめを見逃さない、許さないという鋭い人権感覚を持ち、組織的に子どもたちの指導にあたる。

### （3）いじめ防止等に向かう学校の姿勢

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものと捉え、根本的な問題克服のためには、全児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、心の通う人間関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌を造るために教職員、関係者一体となって取組を進める。

## 2 いじめを未然に防止するための具体的な取組

### （1）いじめについての共通理解を図る（教職員）

### （2）心を耕す教育の展開

### （3）いじめが生じないような学級づくり（自己有用感や自尊感情の醸成）

### （4）日々の授業改善

### （5）いじめについての児童による主体的な学びへの支援

## 3 いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取組

### （1）いじめの早期発見（アンケート調査を定期的実施、日常的な児童観察）

### （2）いじめの早期解決への取り組み

## 4 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止・対策委員会の設置）

対策法 22 条の規定によって、本校におけるいじめ防止等に関する有効な対応を図るために、本校の複数の教員、および専門的な知識を有する者その他関係者により構成された「いじめ防止・対策委員会」を設置する

（1）基本構成員は、学校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とするほか、外部委員として学校カウンセラー、本校 P T A 会長、

校区町内会代表者（有識者）など事案に応じて学校長が会議への参加依頼を行う。

(2)役割 → 防止対策の年間計画の作成、事案発生時の事実確認やその対応策の検討など

## 5 組織的体制を機能させて防止にあたる（対応する）

本基本方針ならびに組織が機能するよう、常日頃から教職員組織の機能性を高めスピード感のある組織運営を行うよう努める。

## 6 重大事態への対応（対策法第 28 条の規定によって）

「重大事態」とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

【本校において重大事態にかかる事実関係を明確にするための組織】

(1)基本構成員は、「4」の校内組織と同様とする。また、本校教職員以外の委員として、学校カウンセラー、本校PTA会長、校区町内会代表者（有識者）に委員として、事案に応じて学校長が会議への参加依頼を行う。さらに、専門的知識や経験を有し、当該のいじめ事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない者に、学校長が参加依頼をする場合がある。

### (2)役割の内容

① 重大事態にかかる調査主体 → 学校の設置者が判断

○ 学校が主体となって調査を行う場合は、(1)のメンバーを中心に、公平性、中立性を確保するよう十分留意して調査を行う。

② 重大事態にかかる調査 → 事実関係を明らかにするための調査

③ 留意事項

- それまでに実施した調査の再分析や新たな調査を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、学校設置者の積極的な指導助言を受ける。
- 児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- 予断のない一貫した情報発信やプライバシー保護の配慮を行う。

④ 調査結果の提供と報告

## 7 校内研修の充実

対策法第 18 条の規定により、いじめ防止等の対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための教職員の資質向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を行う。

## 8 地域や家庭、関係機関との連携

対策法第 3、8、17、27 条の規定により、学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめ防止、早期発見に取り組むとともに、在籍している児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応するようにする。

## 9 検証と評価

対策法第 34 条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握や対策が適切に行われるよう、いじめの防止や早期発見、再発防止の取り組みについて適正に評価を行う。

# 高知市立一ツ橋小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 12 日策定

平成 26 年 9 月 1 日改訂

## 1 はじめに

いじめ防止対策推進法（以下「対策法」という）の第 13 条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。「いじめ」とは、「対策法」第 2 条にあるように、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと捉える。

言うまでもなくいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめから児童を救うためには、周囲の大人（教職員、保護者、地域住民）が「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも起こりうることである」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

### (1) 学校の現状と課題

本校には、明るく素直で何事にもチャレンジしようとする児童が多く、人の話を聞き、自分の意見を述べようといふことができる。また、上級生は下級生を大切にするといった様子もみられる。児童の心の拠り所となる家庭も、学校教育に対しては協力的であり、学校と家庭が連携して子どもの健全な成長を担っていくという姿勢がみられる。そのため、外部機関に相談しなければならないような重大な問題行動（いじめ事案含む）の発生はほとんどみられない。

しかし、児童の成長過程における子ども同士のトラブルは当然のことながら発生しており、この解決にあたっては、保護者とも連携しながら当該児童に対する適切な指導、助言を行ってその解決を図っているところである。

### (2) 学校の基本的な認識

いじめは、多くの子どもが生活している学校では起こりうるものという共通認識にたち、いじめを見逃さない、許さないという鋭い人権感覚を持ち、組織的に子どもたちの指導にあたる。また、家庭との連携を密に行うことも重要な要素であることも確認をしている。

### (3) いじめ防止等に向かう学校の姿勢

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものと捉え、根本的な問題克服のためには、全児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。すべての児童をいじめに向かわせるのではなく、心の通う人間関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌を造るために教職員、関係者一体となって取組を進めなければならない。

#### ① いじめの防止

- いじめなど不合理を許さない、見逃さない学級づくりに努める。（心を育てる学習）
- 教職員が共通認識を持ち、学習規律・生活規律の定着を図る。（協同、系統的な指導）
- 分かる、できることが実感できる授業づくりに努める。（魅力ある学習）

- 保護者、地域への情報発信を積極的に行い、学校の取り組みへの理解と協力を要請する。
- 人権感覚を身につけるための研修に参加する。校内研修を計画的に行う。

② いじめの早期発見（いじめへの迅速な対応を可能にする）

- いじめは、大人の目につきにくい場所や時間帯で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするという事に留意し児童の行動を観察する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりを持ち、状況を見過ごすことのないようにする。
- いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- 地域や家庭とも連携し、学校外での様子をつかむ手だてを講じる。

③ いじめへの対処（いじめがあることを確認した場合）

- いじめをしたとされる児童から事情を確認する（事実確認）
- 家庭や関係機関への連絡・相談、事案によって関係機関との連携
- 学校における体制の整備（組織的な対応が可能なもの）

2 いじめを未然に防止するための具体的な取組

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止策に全職員が当たることが重要である。いじめの発生を防ぐために、次に掲げる事項について取り組んでいくものとする。

(1) いじめについての共通理解を図る（教職員）

- ① 教職員自らの人権感覚を養うための研修を行う
- ② 児童に対し、日常的にいじめの問題を取り上げ「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
- ③ 何がいじめなのかを列挙し、普段から認識を高めておく。

(2) 心を耕す教育の展開

- ① 読書活動、道徳教育、人権教育、体験活動を計画的に行い、児童の社会性を育む。
- ② 体験活動や話し合い活動を通じて、互いの気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育て、互いの人格を尊重する態度を培う。
- ③ 他者との円滑なコミュニケーションをできる能力を育てる。

(3) いじめが生じないような学級づくり（自己有用感や自尊感情の醸成）

- ① 児童一人ひとりに活躍の場があるような集団づくり、学級づくりを行う。
- ② 自己のストレスを他者にぶつけるのではなく、相談、発散など適切に対処できる力を育む。日々の日記等から友人関係や心情の変化をつかむ。
- ③ 「いじめられる側に原因がある」といった誤った認識や発言が生じないよう、普段から適切な指導を行う。
- ④ 障害（発達障害含む）について適切に理解したうえで、児童の指導に当たる。

(4) 日々の授業改善

- ① 児童が「分かった、できた」という達成感が味わえる学習を展開し、自己肯定感の醸成に努め

る。(ストレスの軽減)

② 学習に体験活動、話し合い活動(聞く、話す)を組み込み、児童の相互理解をより深める。

(5) 児童の主体的ないじめについての学びへの支援

① 児童会等のいじめに関する取り組みを支援する(例:ポスターの作成と貼り付け)

② 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いあげるとは卑怯なこと」「見ているだけなら問題ない」といった考えは、誤った考え方であることを学べるようにする。

③ いじめが及ぼす深刻な心身への影響について学ぶ。

3 いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取組

(1) いじめの早期発見

① アンケート調査を定期的実施し、児童の変化をつかみ、いじめ等の問題の実態把握を行う。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

② 養護教諭や学校カウンセラーなど担任以外への相談がしやすい環境を整備する。

③ 児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。教育相談等で得られた個人情報については、管理職の監督のもとで厳正に管理する。

④ 児童や保護者の悩みが、きちんと受け止められているかどうか定期的に点検する。

⑤ アンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の過ごし方に気を配ったり、会話を通してその様子をつかんだり、日記や作文などを活用して児童の状況を把握する。

(2) いじめの早期解決への取り組み

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

・いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止める。また、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為に対しては、早い段階から関わりを持つ。いじめられた児童やいじめを通報した児童の安全を確保する。

・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったときには、真摯に受け止め「いじめ防止・対策委員会」に報告し情報を共有する。

・「いじめ防止・対策委員会」を中心にして、速やかに関係児童から事情を聞き取るなど、事実の確認を行うようにする。

・いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者(教育委員会)に報告するとともに被害、加害児童の保護者に連絡する。

・学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果が上がらず、いじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときは、いじめの被害児童を守るという観点から、所轄の警察署に相談するものとする。

・いじめが児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し援助を求めるようにする。

② いじめられた児童、保護者への支援(プライバシーの保護を第一に)

・いじめられている児童に対し「非はない」ことを明確に伝え、自尊感情を高めるように留意しながら、いじめられた児童から事実関係の聞き取りを行う。保護者に対しては、家庭訪問して事実関係を速やかに伝える。

・いじめられた児童とその保護者に対して「徹底して守り通す」ことを伝え、できるだけ不安を

取り除く。複数の教員による安全確保の体制をつくる。

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（友人、家族、教職員等）と連携して、児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、スクールカウンセラー、教員・警察官OBの協力を得るようにする。
- ・いじめた児童を別室において指導するなどして、いじめられた児童が安心して学習できるような環境を整備する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い適切な支援を行うようにする。

### ③ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、確認がされた場合、複数の教職員が連携して組織的にいじめを止めさせその再発の防止に努める。状況に応じてスクールカウンセラー、教員・警察官OBの協力や助言を得るようにする。
- ・事実関係を聴取しいじめを確認した場合は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、以後の対応が適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対し継続的な助言を行うようにする。
- ・いじめを行った児童に対しては、いじめが相手の人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かす卑劣な行為であることを理解させ、自分の行為に対する責任を自覚させるとともに、いじめの背景となった自身の抱える問題の解決を図り、健全な人格の形成を促すものとする。
- ・いじめの状況に応じて、孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもとに、特別な指導計画による指導や出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ・教育上必要と認める場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えるものとする。その際、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるようにする。

### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しては、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、いじめの行為に加担することと同等である卑劣な行為であることを理解させる。
- ・学級や学年全体で話し合うなどして、いじめが決して許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。すべての児童がお互いを認め尊重しあう人間関係を構築できる集団づくりを進めるものとする。
- ・いじめの解決は、加害児童が被害児童に謝罪すれば良いのではなく、双方や周囲との人間関係が好ましいものとなるようにしていかなければならない。また、そのような集団づくりを進めなくてはならない。

### ⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上に不適切な書き込み等を発見した場合は、直ちに削除の措置を取るとともに、名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、ネットの管理者に対して速やかに削除の措置を講じる。措置に応じては、関係機関（警察、法務局など）の協力を求める。
- ・児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察に協力を求め適切な処理を行う。
- ・児童が、悩みを抱え込んでしまわないように相談機関や対応機関の紹介を行う。
- ・インターネットや携帯のメールなどのいじめは、周囲の気がつきにくいものであるため、児童

に対する情報モラルの指導を行うとともに、保護者に対してはそれらの機器の使用に関する制限や約束をすることを要請する。

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止・対策委員会）

対策法 22 条の規定によって、本校におけるいじめ防止等に関する有効な対応を図るために、本校の複数の教員、および専門的な知識を有する者その他関係者により構成された「いじめ防止・対策委員会」を設置する

##### （1）基本構成員

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする（事案に応じて当該児童担任教諭ほか本校教諭が加わる）。また、本校教職員以外の委員として、学校カウンセラー、本校 P T A 会長、校区町内会代表者、有識者（教員 O B）に委員として、事案に応じて学校長が会議への参加依頼を行う。

##### （2）役割

- ①本基本方針に基づく取り組みや具体的な年間計画の作成に参画する。なお、学校長の判断により保護者や児童の代表、地域住民等に協力の依頼する場合がある。
- ②本基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取り組みが計画通りに進んでいるかどうかを点検し、必要に応じて見直しや取り組みの時期等の変更を検証する。
- ③いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また、組織的に早期解決に向けてその対応を行う。
- ④いじめの相談や情報は、すべて本組織に集まる。教職員および児童からの相談、報告、保護者等からの相談等の第一報は、教頭が窓口を務める。
- ⑤情報の記録と管理の責任者は、教頭が務める。集められた情報は、児童ごとに個別に記録や整理、保管し、その実務は教頭が行う。
- ⑥教育委員会の判断によって、本組織が重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体として事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

#### 5 組織的体制を機能させる

本基本方針ならびに組織が機能するか否かは、教職員の組織体制の機能性によるところが大きい。常日頃から教職員組織の機能性を高めスピード感のある組織運営を行うことが重要となる。

- ①いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。いじめ防止・対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。
- ②相談窓口と相談方法について周知するとともに、受けた相談や情報はいじめ防止・対策委員会にできるだけ早く集まるようにする。
- ③いじめがあった場合の組織的な対処が可能となるよう、普段からその方法等について全教職員で共通理解を深め、職員会議や校内研修などの機会を通じて具体的な対応方法と、教職員間の連携と連帯を深めていくようにする。
- ④必要に応じて学校外部の専門家から、より実効的ないじめの問題解決についての助言等を受け、解決を図るための方法等を確認しておく。
- ⑤教職員が児童と直接向き合い、いじめの防止等に取り組んでいくための分掌事務の適切な配分を行い、特定の職員に過度の負担がかからないような体制を整える。

⑥組織的にいじめの防止・早期発見等に取り組んでいるかどうかの点検を行い、対応策等の改善を図るようにする。

## 6 重大事態への対応

対策法第28条の規定により、学校の設置者または学校は、次に掲げる事態（重大事態）に対処し、また、同様の重大事態の防止を行うため、速やかに学校の設置者（設置する学校）は組織を設け、質問票の使用のほか適切な方法により、重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。重大事態とは、以下のような状況をさす。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

本校において重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

### (1)基本構成員

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする（事案に応じて当該児童担任教諭ほか本校教諭が加わる）。また、本校教職員以外の委員として、学校カウンセラー、本校PTA会長、校区町内会代表者、有識者（教員OB）に委員として、事案に応じて学校長が会議への参加依頼を行う。

さらに、学校長より専門的知識や経験を有する者であって、当該のいじめ事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

### (2)役割の内容

#### ① 重大事態にかかる調査主体

- 重大事態が発生した疑いがあると認めた場合は、学校は直ちに学校の設置者に報告する。学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や調査組織等について判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者が主体となる場合が考えられるが、学校が主体となる場合は、(1)の構成員を中心に、重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査の公平性、中立性を確保するよう十分留意する。

#### ② 事実関係を明らかにするための調査

- 民事、刑事上の責任追及等への対応のために調査をするものではない。事実と向き合い、当該事態の対応や、同様の事態の発生防止のために行うものである。
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われたどのような状況であったのかなどの事実を明らかにする。また、いじめを生んだ背景や児童の人間関係の問題点についても明らかにする。学校、教職員がどのように対応したかについての事実関係を可能な限り初期段階から整理して記録する。
- 学校や学校の設置者に不都合なことがあっても事実を明らかにする。学校は、学校の設置者や関係機関等に対して資料を提供するとともに、調査結果を重んじ再発防止に取り組む。事件の重大性を踏まえて、設置者や関係機関との適切に連携して対応する。
- 被害児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員からも質問紙調査や聴き取りを行う。その際、被害児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。

- 調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行いいじめ行為を止めさせる。また、被害児童の事情や心情を聴取し被害児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。
  - 児童の入院や死亡など、被害児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の意見や要望を十分に聴取し、迅速に当該保護者にその後の調査方法等について協議し調査を実施するようにする。
- ③ その他の留意事項
- 学校において、いじめの事実確認のための措置を講じた結果、重大事態であるという判断がなされる場合が想定される。この場合に実施した調査では、事実確認が十分ではないことも考えられるため、対策法 28 条 1 項の「重大事態に係る事実関係を明らかにする調査」としてそれまでに実施した調査の再分析や新たな調査を行う。
  - 事案の重大性を踏まえ、学校設置者の積極的な指導助言が必要となる。(加害児童への出席停止措置、被害児童の緊急避難措置のための転校など)
  - 重大事案が発生した場合には、関係があった児童は深く傷つき、全校児童や保護者、地域社会にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評が流れたりする場合が想定されるので、十分に注意する必要がある。
  - 学校と学校の設置者は、児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーへの配慮に留意しなければならない。
- ④ 調査結果の提供と報告
- 学校は学校の設置者と確認しあいながら、いじめの被害者やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかとなった事実関係について、被害児童やその保護者に説明する。なお、情報の提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告をするようにする。
  - 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報については十分に配慮して情報提供を行う。ただし、個人情報を楯に保護者への説明を怠らないようにする。
  - 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。
  - 調査結果の説明の結果を踏まえて、被害児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付するようにする。

## 7 校内研修の充実

対策法第 18 条の規定により、いじめ防止等の対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための教職員の資質向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を行う。重点的に行う研修内容は次のような項目である。

- ① 学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- ② いじめの防止対策
- ③ いじめの早期発見の対策

- ④ いじめへの対処の対策
- ⑤ 組織的体制の構築と機能の対策
- ⑥ 家庭や地域との連携
- ⑦ 関係機関との連携

## 8 地域や家庭、関係機関との連携

対策法第3、8、17、27条の規定により、学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめ防止、早期発見に取り組むとともに、在籍している児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応するようにする。

重点的に取り組む項目や内容は以下の通りである。

- ① 基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対しいじめの問題の重要性の認識を広める。
- ② 家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図る。
- ③ 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- ④ 学校警察連絡協議会での情報交換や情報共有を通じて、児童の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会を開催し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。状況に応じて、学校安全指導員や警察官OBなどの効果的な活用についても検討するようにする。
- ⑤ いじめ事案の状況に応じて、児童相談所や福祉部局等とサポート会議を開催するなどの手順を確認しておき、連携の必要が生じたときに円滑に連携できるようにしておく。
- ⑥ 法務局や人権擁護委員等と連携し、相談窓口の周知や啓発活動を行う。

## 9 検証と評価

対策法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握や対策が適切に行われるよう、いじめの防止や早期発見、再発防止の取り組みについて適正に評価を行う。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価については、いじめの有無や件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう状況を十分踏まえて目標設定し、評価を行うものとする。その評価を踏まえてその取り組みの改善を図るものとする。また、いじめの項目を取り扱う教員評価については、いじめの有無や件数のみを評価せず、児童理解の取り組みやいじめ事案への対応の仕方に着目して行うようにする。

重点的に評価する項目や内容は以下の通りである。

- ① いじめの防止およびいじめの早期発見の取り組み状況
  - ・定期的な調査
  - ・学校の相談体制に関する児童保護者への周知 など
- ② いじめへの対処の取り組み状況
  - ・いじめの訴えがあったときの事実確認と設置者への報告
  - ・被害児童とその保護者への支援
  - ・いじめの加害者に対する児童とその保護者への指導 など
- ③ 組織的体制の機能と組織的取り組みの状況
  - ・いじめ防止委員会の活動
  - ・教職員の組織的な対応状況
  - ・重大事案の場合の関係機関との連携
  - ・家庭や地域、関係機関との連携